

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「当該年度において」を削る。

第12条第1項第3号中「父母等」を「父母その他の別表第2に掲げる者」に、「別表第2」を「同表」に改め、同項第4号中「配偶者」を「配偶者等（配偶者）に改め、「含む」の次に「。以下この項において同じ。）及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会的生活を営む関係にあると教育委員会が認める者をいう」を加え、同項第10号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、「含む」の次に「。第11号及び第13号において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

7 学校職員給与条例附則第7項の規定の適用を受ける職員又は学校職員給与条例附則第8項第2号に掲げる職員が心身の健康の維持及び増進を図る場合には、第1項第21号に規定する特別休暇のほか、これらの職員が60歳に達した日後における最初の4月1日の属する年度において5日以内の特別休暇を受けることができる。

第14条第1項中「の者」を「の職員」に改める。

〔
別表第2中 配偶者等（配偶者及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会的生活を営む関係にあると教育委員会が認める者をいう。以下同じ。）
を 配偶者等 に改める。〕

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。